



ご案内

INFORMATION

住宅確保のための相談・支援

# 住まいサポートひのき

---

NPO法人 ひのき

本会は、佐賀県の「住宅確保要配慮者居住支援法人(居法第5号)」の指定を受けています



高齢者で一人だから、身寄りがいながら、収入が少ないからなどの理由で、住まい（居住）の確保に悩んでいる方のサポートに取り組みます。

## 住まい探しの支援

- 電話相談・面談
- 住まいの情報提供
- 賃借物件等への同行

## 住まい確保後の支援

- 生活相談
- 福祉関係者との連携調整
- 定期的な見守り・安否確認

### 【居住支援法人とは？】

住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅の入居者への家賃債務保証、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援を居住支援協議会と連携し行う法人のことで、居住支援の担い手として県が指定するものです。

## こんなときは？

- ◆ 高齢者の一人暮らしが理由で断られる
- ◆ 家がない状況が続いている
- ◆ 家を借りたくても1人では借りれない
- ◆ 家賃が払えず家をなくした
- ◆ 施設を出て自立した生活をしたい
- ◆ 住まいに入りたいが手続きを頼みたい

住まいの確保で支援の必要な方へ  
まずはご相談からお受けしています  
ひとりで悩まずお気軽にお電話ください



住宅確保要配慮者の方に、住宅を紹介しようと考え悩まれている  
賃貸オーナーの方や管理会社の方  
連携できること、私たちにできること等 ご提案ください



NPO法人ひのきは令和4年14月1日、佐賀県から指定を受け高齢化に伴う社会課題として懸念される住宅確保要配慮者の住まいの確保の問題に取り組みはじめています。今後実績を積み、より具体的支援を模索していきます。

お申込み・お問い合わせ

住まいサポートひのき

〒849-0924 佐賀市新中町8番20号

電話 0952-37-1310

FAX 0952-37-1320

運営/NPO法人 ひのき  
緊急時は、24時間電話対応行います

※秘密は厳守いたします。ご利用者の方の個人情報を支援者間で共有する場合には、ご本人又はご家族の同意を得ます。

## 居住支援対象

高齢者	障がい者	子育て世帯 (ひとり親世帯含む)	定額所得者	外国人	DV被害者	刑余者	その他 (被災者、児童養護 施設退所者など)
○	○	○	○	○	○	○	—